

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第311条の14	<p>第3章 コンテナ設備</p> <p>(適用) この章の規定は、次の各号に掲げるコンテナ設備については、適用しない。</p> <p>1 底面積が7平方メートル（上部にすみ金具を有しないもの又は国際航海に従事しない船舶に施設されるものにあつては14平方メートル）未満のコンテナ及び当該コンテナを固定するための設備</p> <p>2 貨物を収納していないコンテナであつて、その上部に他のコンテナを積み重ねないもの</p>		第3章 コンテナ設備
第311条の15	<p>(適用範囲) この章の規定により難い特別の事情がある場合には、管海官庁がコンテナ設備の構造、使用方法等を考慮して許可したものに限り、この章の規定によらないことができる。</p> <p>2 この章に規定していないものにあつては、管海官庁が当該コンテナの効用に支障があるかどうかを審査してその使用を承認するものとする。</p> <p>3 危険物の運送に使用されるコンテナの構造及び強度については、この章の規定によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則の定めるところによる。</p>		<p>(適用範囲) 311-15.0(a) 使用方法を考慮して許可する場合の「使用方法」とは、コンテナが国内輸送のみに使用される場合をいう。このようなコンテナにあつては、荷重試験のうち床試験については、設計強度による試験荷重により行うものとする。</p>
第311条の16	<p>(材料) コンテナに使用する材料（内装材料を除く。）は、耐食性のもの又は防食処理を施したものでなければならない。</p> <p>2 すみ金具、フオークポケットその他のコンテナの荷役、積重ね又は固定の用に供する装具の材料は、日本工業規格「炭素鋼鋳鋼品」2種の規格又はこれと同等以上の材質のものでなければならない。</p>		
第311条の17	<p>(構造) コンテナは、同一平面上にあるすみ金具の外端により囲まれた平面の外側に突出する部分のないものでなければならない。</p>		
第311条の18	<p>(荷重試験) コンテナは、第13号表に定める荷重試験を行っても、安全な使用を困難にするような永久的な変形又はき裂その他の異状を生じないものでなければならない。</p>		
第311条の19	<p>(コンテナの固定) コンテナは、セル構造物その他の固定設備又はこれに代わる有効な方法により、移動、転倒、損傷等の生じないように固定しなければならない。</p> <p>2 前項の固定設備は、コンテナの安全性を十分保持する構造及び強度を有するものでなければならない。</p>		